

新入団員研修資料

～消防団について学ぼう～

消 防 局 警 防 課

～ 研修項目 ～

0 1 消防団ってなに??

0 2 なぜ消防団があるの??

0 3 消防団員の身分

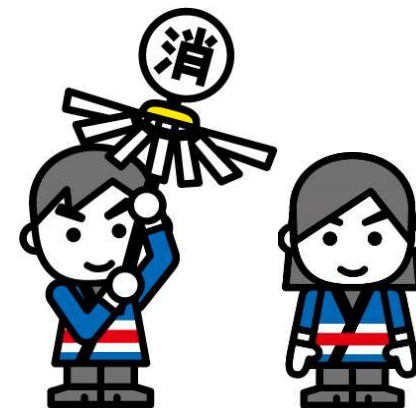
～ 研修項目 ～

0 1 消防団ってなに??

0 2 なぜ消防団があるの??

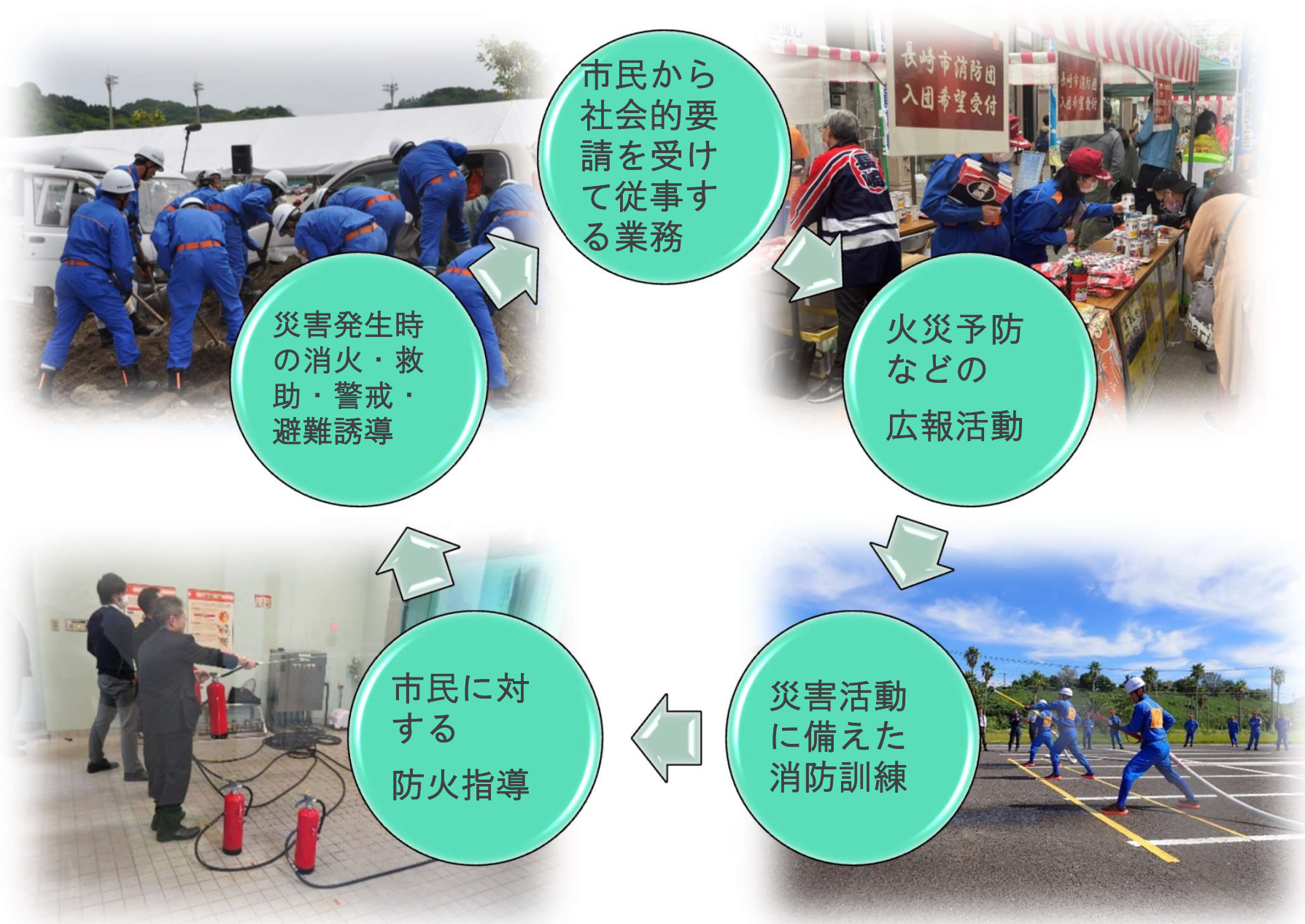
0 3 消防団員の身分

- 消防団とは



消防団は、他に本業を持ちながらも、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、地域住民等により組織された団体で、災害発生時などに消防防災活動を行っています。

消防団の主な活動



～ 研修項目 ～

0 1 消防団ってなに??

0 2 なぜ消防団があるの??

0 3 消防団員の身分

● 消防団が設置されている根拠

消防組織法の中で市町村が消防団を設置するように決められています。



消防機関（第九条）

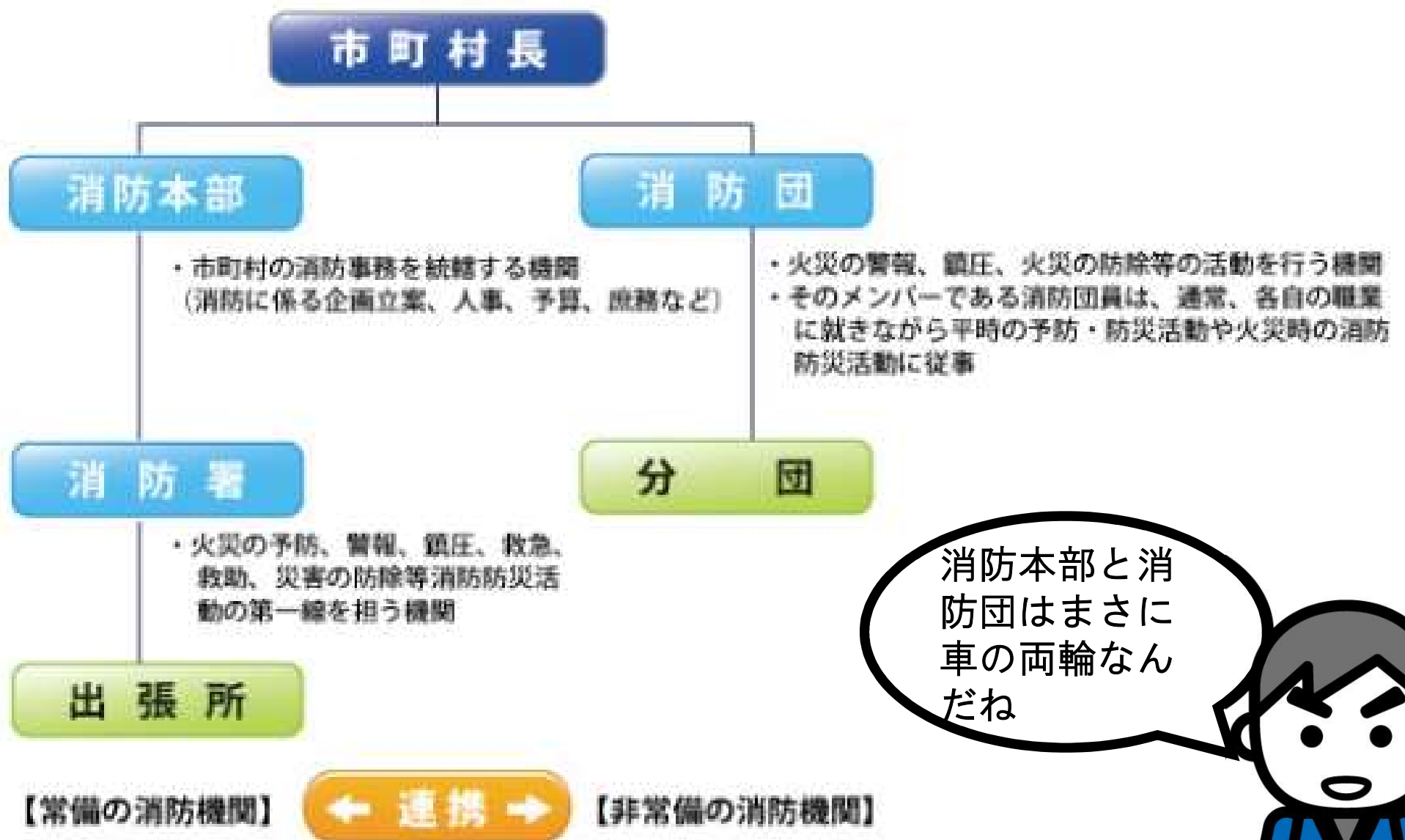
市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

1 消防本部

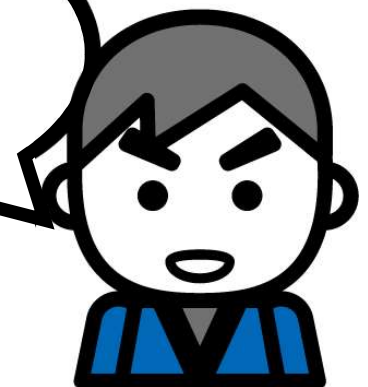
2 消防署

3 消防団

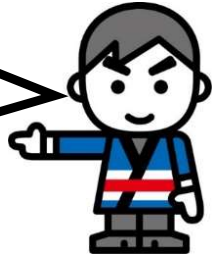
長崎市における消防団の位置づけ



消防本部と消防団はまさに車の両輪なんだね



消防団については、消防組織法の中に規定されています。主なものは次のとおりです。



消防団（第十八条）

消防本部を置く市町村においては、**消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動する**ものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

消防団長（第二十条）

消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

消防団員の職務（第二十一条）

消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

消防団員の任命（第二十二条）

消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

消防団員のこ
とって法律で
決められてい
るんだね



● 消防団の重要性

・全国各地で地震や風水害等の大規模災害が激甚化、頻発化

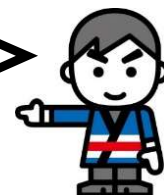
- 地域住民を守るためには、地域防災力の向上が重要
- 国（消防庁）は、地域で防災活動を担う多様な主体が支える地域防災力の充実強化に向け取り組んでいる。

→ 特に消防団は、

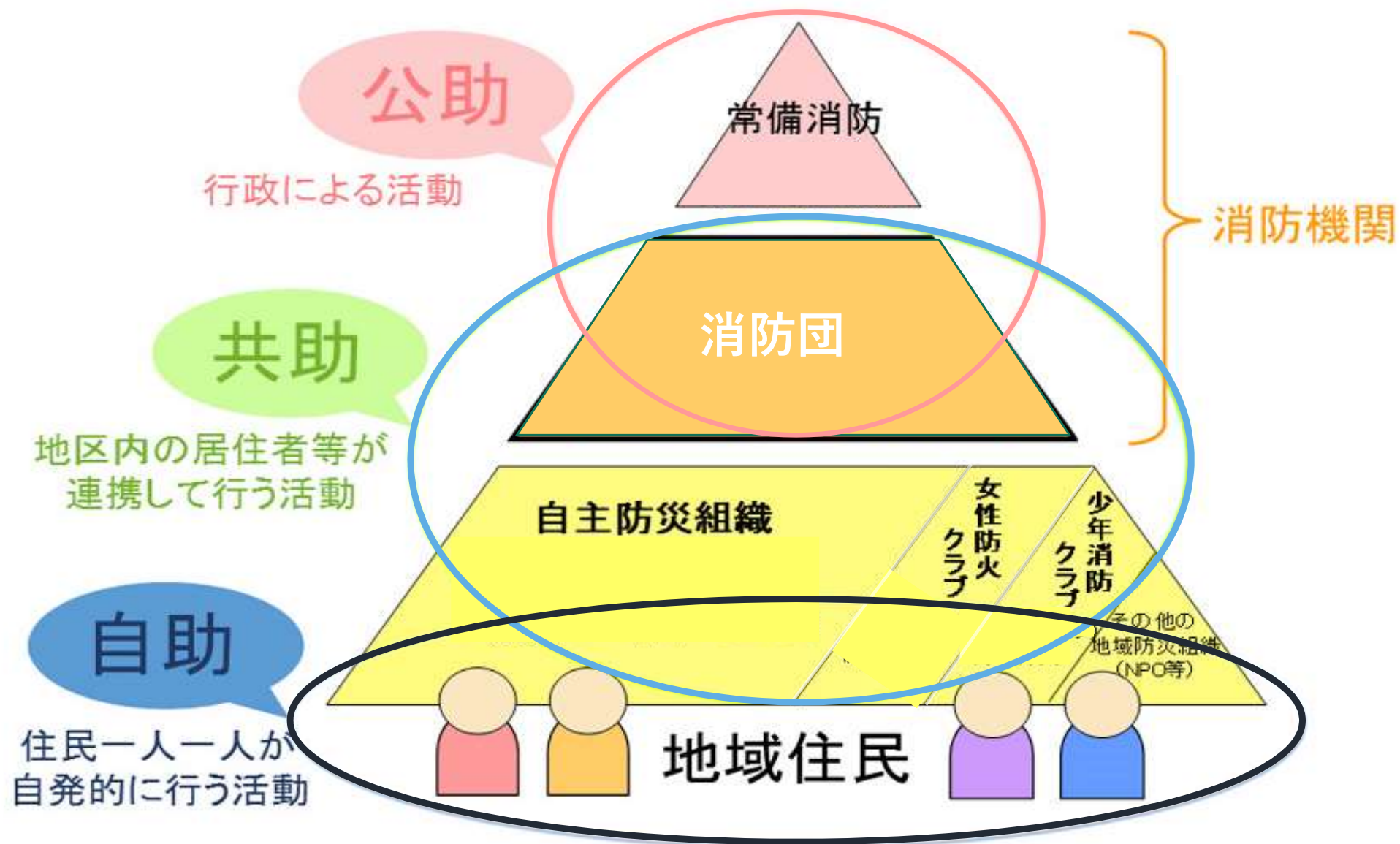
- 1、地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住又は勤務）
- 2、要員動員力（消防団員数は消防職員数の約4.9 倍）
- 3、即時対応力（日頃の教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）

といった特性を有しており、地域防災力の中核として、消防団の更なる充実強化に向け取り組む必要がある。

国も消防団
がとても重要
だと思ってい
るんだね



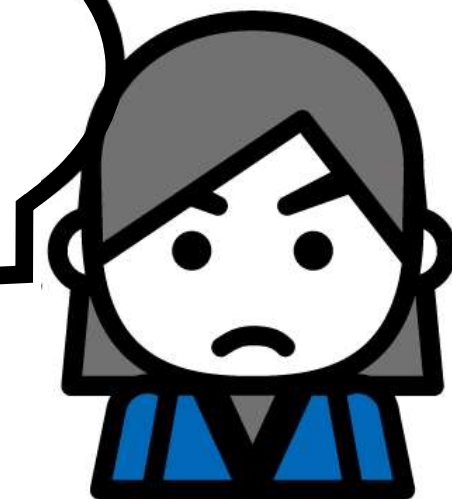
● 自助・共助・公助



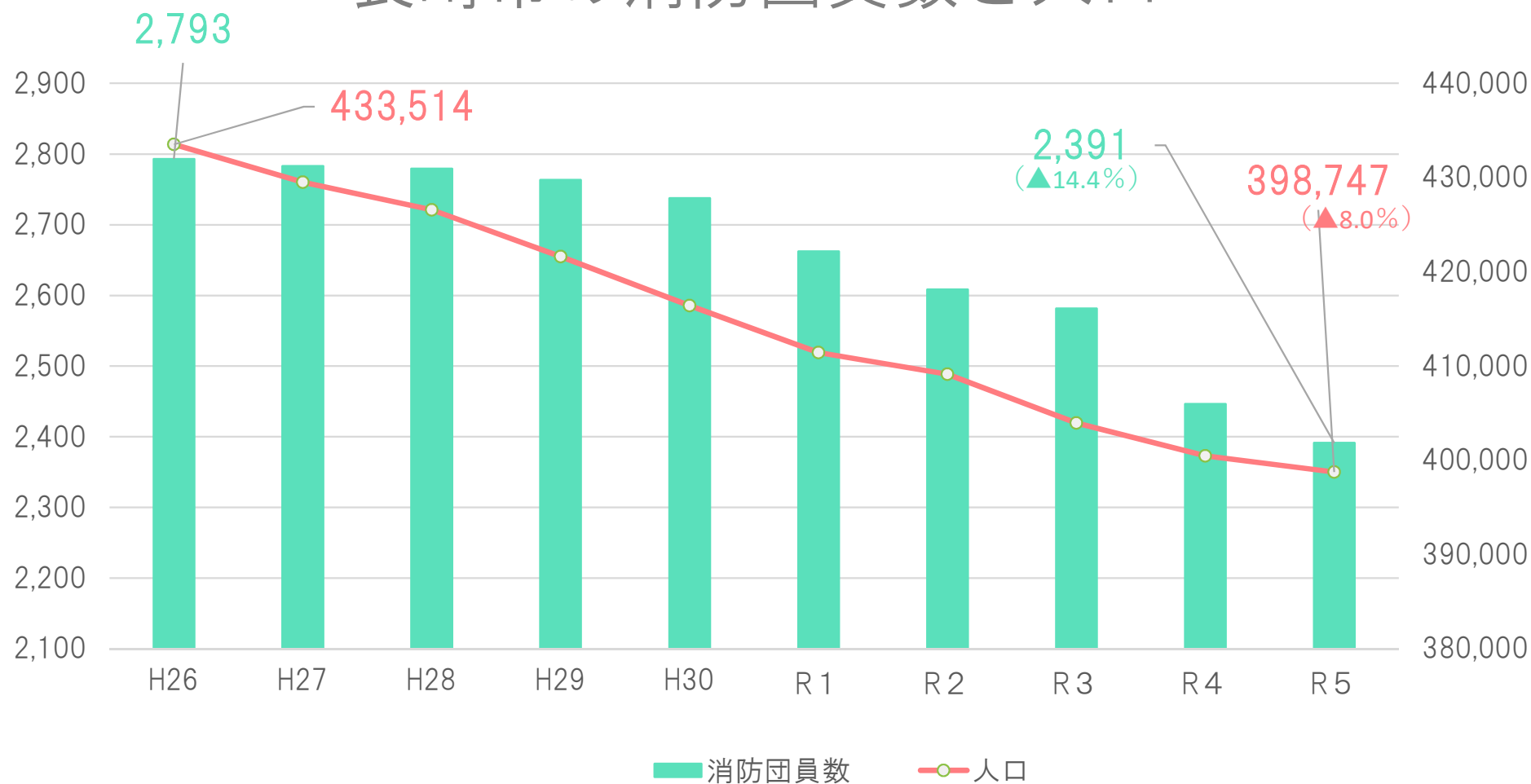
● 消防団員の現況

- ・ 地域防災の要である消防団員が全国的に減少
- ・ 長崎市消防団も団員数が年々減少

地域防災の要である消防団員が減少しています。
長崎市でも消防団員の減少を食い止めるため、様々な取り組みをおこなっています。



長崎市の消防団員数と人口



地域防災の要である消防団員が減少 = 地域防災力の低下

～ 研修項目 ～

0 1 消防団ってなに??

0 2 なぜ消防団があるの??

0 3 消防団員の身分

Q 消防団員の身分は？

A 非常勤特別職の地方公務員です。

非常勤特別職の地方公務員って？

地方公務員法の中に、非常勤の消防団員は地方公務員の特別職であると規定されていますが、この特別職に対して、基本的に地方公務員法は適用されません。



消防団員の身分取扱い等については、消防組織法と長崎市の条例（長崎市消防団員の任免等に関する条例）で定めています。



消防組織法

消防団員の身分取扱い等（第二十三条）

消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、**非常勤の消防団員**については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

長崎市消防団員の任免等に関する条例（一部抜粋）

団員の資格（第2条）

- (1) 消防団の管轄区域内に居住し、勤務し、又は通学する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 素行善良で、かつ、身体強健な者

消防団員になるためには、3つすべてを満たす必要があります。



欠格条項（第3条）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

いずれかに該当
すると消防団員
になれません。



分限（第4条）

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 定員の改廃により過員となった場合
- (3) その他団員として不適当と認める場合

懲戒（第5条）

- (1) この条例又はこれに基づく規則若しくは規程に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 団員としてふさわしくない非行のあった場合

いずれかに該当
すると処分され
ます!!



法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（第8条）

団員は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例、規則及び規程に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

出動準備（第9条）

団員は、いつでも招集に応ずることができるように常に準備を整えておかなければならない。

出動（第10条）

団員は、招集により出動し服務しなければならない。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他非常災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し上司の命令に従って、その職務に服さなければならない。

信用失墜行為の禁止（第11条）

団員は、その職務の信用を傷つけ又は消防全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

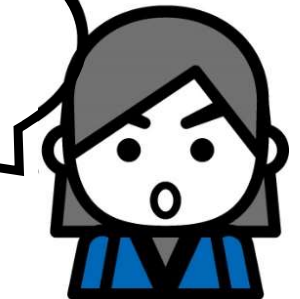
秘密を守る義務（第12条）

団員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

政治的行為の制限（第13条）

団員は、消防団又は団員の名をもつて政治運動に関与し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。

消防団員として
いろんな制約が
あります。



● 年額報酬と出動手当

- ◆ 消防団員には、長崎市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき報酬と出動手当が支払われます。
- ◆ 報酬も出動手当も個人の口座に振り込まれます。
- ◆ 報酬については、年に2回（4月と10月）支給され、入団した月から計算されて支払われることとなります。
例：8月に入団した場合、2か月分の月割り額が10月に支給されます。
- ◆ 出動手当は、火災出動や訓練参加などの事実が発生し、その報告書が事務局へ提出された翌月に支払われます。

長崎市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例

報酬の額（第2条）

消防団員に対する報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 年額報酬の額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|------|---------|
| (1) | 団長 | 82,500円 |
| (2) | 副団長 | 69,000円 |
| (3) | 分団長 | 50,500円 |
| (4) | 副分団長 | 45,500円 |
| (5) | 部長 | 38,000円 |
| (6) | 副部長 | 37,500円 |
| (7) | 班長 | 37,000円 |
| (8) | 団員 | 36,500円 |

長崎市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例

3 出動報酬の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 水火災又はこれらに類する災害の警戒、防ぎよ等の業務に従事した場合 **日額8,000円**

(2) 前号に掲げる場合以外の警戒、儀式、訓練その他の消防業務に従事した場合 **日額4,000円**

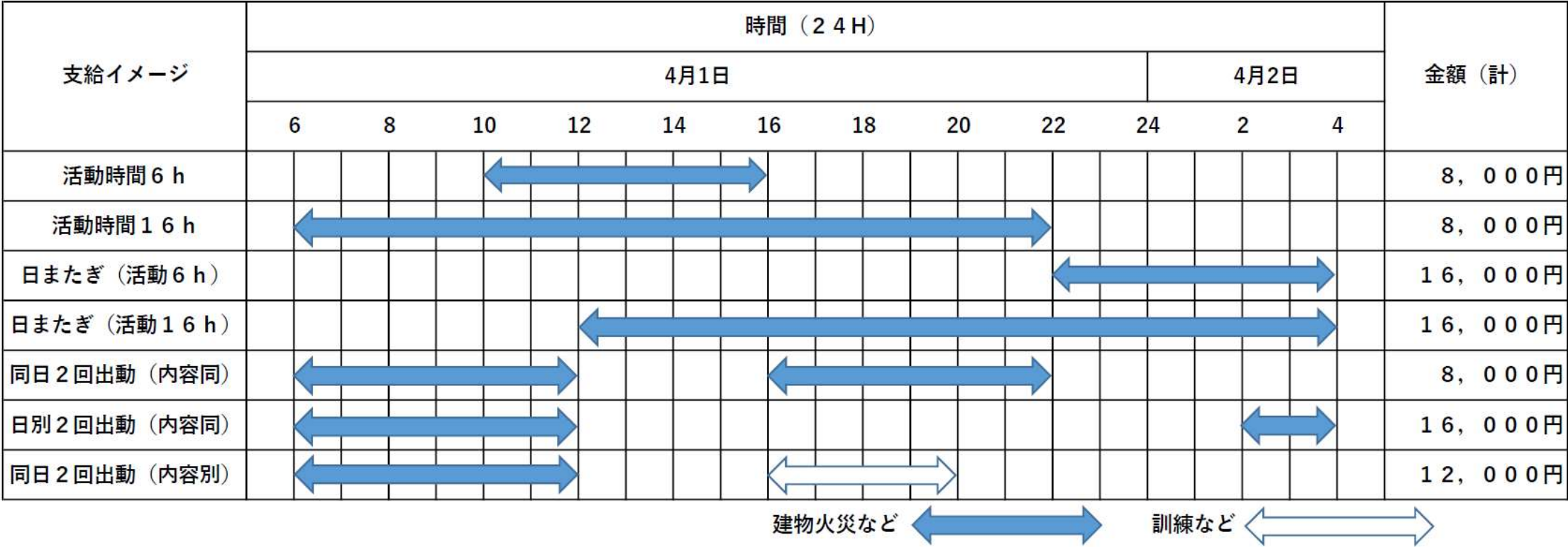
報酬の支給（第3条）

年額報酬は、**毎年4月及び10月**の2期に分割して支給する。

2（略）

3 出動報酬は、前条第3項各号に掲げる業務の従事に係る報告がなされた日の属する月の翌月に支給する。

出動報酬のイメージ



● 公務災害補償

- ◆ 消防団員が公務中に怪我をした場合補償があります。
- ◆ 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、市町村は、条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならないと消防組組織法で決められています。
- ◆ 事務手続きは分団長を通じて行うこととなります。
- ◆ 手続きに必要な書類は、その都度ご説明します。

種類	概要
(1) 療養補償	負傷したり疾病にかかった場合に、医師の診察、薬剤や治療材料の支給、処置、手術その他の治療等の必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給するもの。
(2) 休業補償	負傷したり疾病にかかったりした場合に、療養のため勤務や業務に従事することができず、給与や業務上の収入を得られなかったときに、その勤務や業務に従事することができない期間、1日につき補償基礎額の100分の60に相当する額を支給するもの。
(3) 傷病補償年金	負傷したり疾病にかかったりした場合で、療養の開始後1年6箇月を経過してもその傷病が治らず、一定の傷病等級に該当するときに、その傷病が継続している期間、次により算定した年金を支給するもの。

種類

概要

(4) 障害補償

負傷したり疾病にかかったりした場合で、その傷病は治ったが一定の障害が残ったときに、障害等級第1級から第7級までの者には年金として、障害等級第8級から第14級までの者には一時金として、次により算定した額を支給するもの。

(5) 介護補償

傷病等級第2級以上の傷病補償年金又は障害等級第2級以上の障害補償年金を受給する原因となった障害のうち、特定の障害により、常時又は随時介護を要する状態にある者が、介護費用を支出して介護を受けた場合又は介護費用を支出せずに親族等から介護を受けた場合（親族介護）に、次に掲げる限度額内の実額又は定額を支給するもの。

(6) 遺族補償

非常勤消防団員等が死亡した場合に、その遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給するもの。

● 退職報償金

- ◆ 消防団員が退職した場合、退職報償金が支給されます。
(死亡による退職の場合には、その方の遺族に支給されます。)
- ◆ 退職報償金は、消防団員の方が「5年以上」勤務し退職した場合に、その方に対して支給されます。
- ◆ 退職報償金の額は、消防団員の方の「階級」及び「勤務年数」に応じて決められています。
- ◆ 退団日以前に入団資格を失っていたものは、勤務年数からその年月を除算することとなります。また、報酬の返還対象にもなりますので、資格については、必要に応じて確認するとともに早急に退団の手続きを行ってください。

● 階級及び勤務年数に伴う退職報奨金支給額

階 級	勤 務 年 数					
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上
団 長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び 班 長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団 員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000



THE END